

## 税務課広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項、栃木県広告掲載実施要領（以下「実施要領」という。）第6条第1項及び栃木県広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第9条の規定に基づき、税務課が作成する各種媒体（以下「媒体」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体及び規格)

第2条 広告の媒体及び規格については、別に定めるものとする。

(広告主の制限及び広告の基準等)

第3条 広告主及び広告の基準については、要綱及び掲載基準を適用するものとする。

2 前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 都道府県税に滞納がある者
- (2) 栃木県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者又は指名停止に該当する行為を行った者

(広告主の募集)

第4条 広告主の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、栃木県ホームページに広告募集を掲載することにより行うものとする。

(広告の申込み)

第5条 広告掲載の希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、最低募集価格を超えるものでなければならない。

2 最低募集価格については、事前に公表するものとする。また、その価格は、別に定めるものとする。

3 広告掲載料には広告媒体への印刷経費を含むが、広告デザイン等の広告作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告主選定審査会)

第7条 広告主を選定するための広告主選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は税務課長をもって充て、委員は募集の都度、募集要項に定める者をもって充てる。
- 3 審査会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 4 審査会は、過半数の出席により成立する。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 審査会は、広告募集終了後に開催し、要綱、実施要領、掲載基準及び本要領の基準をもとに審査をする。

(広告主の選定)

第8条 知事は、第5条の規定による申込みをした者のうち、広告掲載申込書に記載された希望者及び広告内容事項が、審査会において、適当であると認められた者について、次の各号に掲げる広告内容の区分に応じ、当該各号の定めるところにより広告主を選定する。この場合において、同一の評価又は価格が複数あったときは、税務課長がくじにより広告主を選定する。

- (1) 県税の賦課徴収の推進に寄与する広告内容であると税務課長が認めるものがある場合

審査会で申込内容を総合的に評価し、当該評価が最も高い申込みをした者

- (2) 前号に該当する申込みがなかった場合

最高の価格をもって申込みをした者

- 2 前項第1号の評価に係る評価観点及び評価割合は募集の都度、募集要項に定める。
- 3 知事は、広告主を決定したときは、その結果を広告主選定結果通知書（様式第2号）により当該広告掲載希望者に通知するものとする。

(契約書の作成)

第9条 知事は、第8条第1項の規定により広告主を選定したときは、広告掲載に関する契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

(広告原稿の提出等)

第10条 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、知事に広告の原稿を提出しなければならない。

- 2 広告には、要綱第6条の事項について明確に表示しなければならない。

(その他)

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 17 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 23 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 22 日から適用する。